

1884

- 六、 参取人員 五 各
- 五、 發給單日 昭和七年六月一日
- 四、 雜費 昭和七年六月十四日
- 三、 外差 各
- 二、 通計 各
- 一、 各 各

財團法人協調會名古屋出張所

平松製塲所爭議經過

名古屋市東區船附町十八番地平松製塲所持主平松文次郎では八月末賃銀一割五分値下

就從業時間三十分延長を發表したので從業員はこれに反對し其の撤回を要求し九月一日より遂に爭議に入つた。而し從業員は全十七名に實際にこの爭議に参加したる者は五名にし他の從業員は就業しなかつたがさりとて爭議團に参加せず變態的ストライキであり、爭議團側の氣勢はあがらないものであつた。かくして爭議團側は日本労働組合總聯合会名古屋砂子工組合の應援を得て工場内にたゞこともつて爭議を続け、白紙で解決せんとするの軟論も出たが、砂子工組合の指導に依つて十四日朝に至り左の條件にて解決するこ

- 一、 側下案は撤回すること
- 一、 時間延長は承認すること